

内部統制システムの基本方針

当社の「内部統制システムの基本方針」は以下のとおりです。

1. 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社および子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役、執行役員および使用人が、社会の中の企業であることを認識し、コンプライアンス意識を高く持つことを行動規範とし、行動規範の継続的な教育・啓発に努めるとともに、当社グループの取締役および執行役員の権限と役割を明確にすることにより、当社グループの適法かつ公正な企業活動を確保する。
- (2) 当社は、当社グループの適法かつ公正な企業活動を確保し、企業価値の継続的な向上を図るため、代表取締役を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置する。コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、内部統制システム全体を統括し、当社グループの適法かつ公正な企業活動の推進やリスク対策の施策などを審議・決定し、その活動状況を取締役会に報告する。
- (3) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」に従い、経営に関する重要事項を決定する。
- (4) 取締役（監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）を除く）は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議および「職務権限規程」その他の社内規程に従い、当社の業務を執行する。
- (5) 代表取締役は、定期的に職務の執行状況を取締役会に報告する。
- (6) 業務執行を担当する取締役の監督の維持・強化のため、監査等委員を選任する。
- (7) 監査等委員会は、常勤監査等委員が中心となって独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況、取締役（監査等委員を除く）および執行役員の職務の執行について「監査等委員会規程」に従い、適法性・妥当性監査を実施する。
- (8) 当社は、「反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにすること」を「反社会的勢力対策規程」において宣言し、「反社会的勢力対策規程」に従い、チェック体制の整備を行い、運用を実施する。
- (9) 金融商品取引法に従い、財務報告の信頼性を確保するため、当社グループの内部統制の有効性を確保する体制の整備を行い、その運用状況を評価する。
- (10) 当社のコンプライアンス担当者は、「コンプライアンス規程」に従い、コンプライアンス教育・研修の計画および実施などによりコンプライアンス意識を徹底する。
- (11) 当社グループにおける法令・定款・諸規程に違反する行為を発見して是正することを目的に、「コンプライアンス規程」に従い、当社の常勤監査等委員を通報・相談先とする内部通報窓口を設置する。
- (12) 法令・定款・諸規程に違反が認定された場合、「就業規則」に従い、懲罰委員会による処罰の対象とする。

- (13) 代表取締役が指名する内部監査担当者は、「内部監査規程」に従い、法令、定款および社内規程の遵守状況の有効性を監査し、監査結果および改善課題を代表取締役および監査等委員会に報告・提言するとともに、当該改善課題の対応状況を確認する。

2. 当社の取締役（監査等委員を除く）の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役会議事録、など重要な文書（電磁的記録を含む）については、法令・「文書管理規程」に従って、記録し、適切かつ安全に保存・管理し、取締役、執行役員および内部監査担当者は、いつでもこれらを閲覧することができる。
- (2) 取締役、執行役員および使用人の職務の執行に係る情報については、情報資産の保護や情報開示に関する諸規程を策定し、これに基づき適切かつ安全に保存・管理する。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会で制定される「リスク管理規程」に従い、当社グループ全体のリスク管理体制の整備を推進する。
- (2) 個別リスクに関して、リスク管理の対策組織で、予防的、継続的な教育、対応策などを審議・決定する。
- (3) リスク管理の対策組織は、定期的または必要に応じ、当社グループに関わるリスクを収集・特定し、その発生可能性および影響度を分析・評価し、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会に報告・提言する。
- (4) リスク管理の対策組織は、必要な予防策を講じ、また、緊急事態を想定した事業継続計画、対応マニュアルを策定し、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会の承認を得る。
- (5) 緊急事態が発生した場合には、代表取締役をリスク統括責任者とする緊急事態対応体制を取り、そのリスクの大きさに応じて「対策本部」、「対策プロジェクト」、「対策チーム」などのレベル別の組織を編成して対応を実施する。

4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役、取締役（監査等委員を除く）および執行役員は、「職務権限規程」、「職務分掌規程」に従い、代表取締役の指揮監督のもと権限および責任の明確化を図り、迅速かつ効率的に業務を執行する。
- (2) 重要な業務遂行については、多面的な検討を行うために取締役および執行役員で構成される経営会議で審議する。

5. 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループ全体のコンプライアンス、リスクマネジメント体制の構築に努める。

- (2) 当社は、当社グループの管理に関する諸規程を整備し、当該規程に基づいて必要な管理を行う。
- (3) 内部監査担当者は、前各号に定める事項の整備・運用状況の有効性を評価し、監査結果および改善課題を、代表取締役および監査等委員会に報告・提言するとともに、当該改善課題の対応状況を確認する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助する使用人を配置し、補助する取締役は置かない。

7. 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査等委員の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当該使用人については、補助すべき監査等委員会および監査等委員の職務に関連し、監査等委員会または監査等委員から指示を受けたとき、その指揮命令に従い、監査等委員でない取締役、執行役員からの指揮命令を受けない。
- (2) 当該使用人の取締役からの独立性と監査等委員の指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命・異動・評価等、人事に関する事項の決定には、監査等委員の同意を必要とする。

8. 当社および子会社の取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制

- (1) 当社グループの取締役、執行役員および使用人は、取締役会その他重要な会議への監査等委員の出席の際に、職務の執行状況を報告する。このほか、監査等委員会からの求めに応じ、業務および財産の状況などを報告する。

9. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社は、監査等委員会へ報告・通報したことを理由として、当社グループの当該取締役、執行役員および使用人に対して解任、解雇その他いかなる不利な取扱いも行わないことを周知する。

10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査等委員会および監査等委員の職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。

- (2) 監査等委員がその職務の執行に関し、法令で定める費用の前払などの請求をしたときは、当社は、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (3) 監査等委員がその職務の執行に関し、緊急または臨時に支出した費用については、速やかに事後に償還に応じる。

1 1. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役と監査等委員会の間で定期的な意見交換会を開催する。
- (2) 監査等委員会は、監査等委員会と会計監査人および内部監査担当者との間で定期的な連絡会を開催する。
- (3) 監査等委員会は、経営会議、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会など、各種会議体へ出席することができる。